

平成 24 年 1 月 27 日
経 営 支 援 課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成 23 年 11 月 11 日（金） 14 時 00 分～16 時 00 分

2 会 場

青森県庁 北棟 8 階 A 会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、本間委員、木村委員、佐藤委員
経営支援課 4 名

4 議事の概要

(1) 議題 1 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料 1 に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題 2 届出案件について

【(仮称) カブセンター西バイパス店に係る新設について】

本件について、事務局から資料 2 に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

①交通量から考えて、国道 7 号からの右折進入が頻繁になされるとは考えにくい、無理に右折進入しようとするドライバーはいるはずで、そうしたことによる交通事故発生等の懸念はある。

②今回の事案では問題にならないが、すべり止め舗装など、現在の騒音予測の手引きで想定されていない騒音源について、国へ情報提供していく必要がある。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・住居に隣接した従業員駐車場への来客車両の進入による騒音の発生を防止するため、駐車場の区分明示、来客車両の誘導に配慮をすること。
- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。

- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【イオンタウン板柳ショッピングセンターに係る変更について】

本件について、事務局から資料3に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【十和田南ショッピングセンターに係る変更について】

本件について、事務局から資料4に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

①身障者用駐車スペースを新設店舗前にも設置する必要があるのではないか。

→事務局において確認、設置者へ要請を行うこととする。

②本事案における一部店舗の変更による騒音の予測方法は、周辺環境に与える影響の判断にあたっては特段の支障はないものの、予測精度を高める配慮を求める。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・商品の搬入量・回数が微小なため荷さばき施設を設けていない店舗における搬入作業に当たっては、安全確保に努めること。
- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- ・新設される出入り口における交通への支障防止のための対策には万全を期すこと。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【テックランド三沢店に係る新設について】

本件について、事務局から資料5に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

①住居が隣接している箇所における等価騒音レベルの予測値が、昼、夜ともに基準を超過しており、連続した騒音による苦情の発生が懸念される。

②従業員用駐車場を堆雪場所として使用する計画となっており、冬季における駐車

台数の不足が懸念されるが、降雪量等を考えると特段支障は発生しないものと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・ 昼間、夜間の等価騒音レベルが一部の予測地点で超過しており、隣接した住宅への連続的な音、圧迫感による苦情の発生が懸念されること、また、夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・ 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- ・ 設置者配慮事項を確実に履行すること。